

2009.11.04

文書番号		熱 第 号		目次番号		
決裁区分	[Redacted]					区分
收受	平成 年 月 日	保存年限	1 5 10 永			至 <input type="checkbox"/>
起案	平成 21 年 11 月 4 日	類 目	公印承認欄			秘 <input type="checkbox"/>
決裁	平成 年 月 日					
施行	平成 年 月 日	付 記				重 <input type="checkbox"/>
完結	平成 年 月 日					
主 管		建設部 まちづくり課	先方の文書 付 第 号			起 案 者
合 議			指示・意見			
あて先		発信者名 <input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 助役 <input type="checkbox"/> 収入役 <input type="checkbox"/> 消防長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> ()				
標 題 伊豆山赤井谷における [Redacted] による開発について						
〔 照会 回答 通知 依頼 報告 復命 締結 申請 制定 指令 決定 () 〕						
伊豆山赤井谷において、本年3月頃より盛土行為が行われている。						
このことについて、熱海土木事務所、東部農林事務所、熱海市の関係各課により、打合せを行ったので下記の通り報告します。						

記

1. 日 時 平成21年11月4日(水) 於:熱海土木事務所2階会議室

2. 会議出席者 別紙のとおり

2. 会議の趣旨

現在、伊豆山赤井谷において「XXXXXXXXXX」による土砂の搬入が行われているが、開始以降、降雨の度に泥水が下流の逢初川に流出し、伊豆山港に影響を及ぼしている。河川及び港湾を管理する県としてこれ以上放置できぬと考え、市及びその他関係機関を交えて協議を行ったものである。

3. 協議内容

- ・市まちづくり課が別添資料をもとにこれまでの経緯について説明をした。現在の行為は平成19年4月9日付「静岡県土採取条例」に基づく届出と「静岡県風致地区条例」の許可により行っている。
- ・予定工期が過ぎていたため「風致」については工期の延長を出させたが、「土採取」については出されていないため、工法的なことを含めて変更を出すよう指示したが、現在のところ未提出である

【土木事務所の意見】

- ・先日の台風の時に現場に立入って調査を行ったが、斜面の土砂の

崩壊があった。濁水処理も行われておらず、ずさんな状態である。

砂防堰堤下の逢初川も土砂により閉塞し、市道への土砂の流出が

見られた。今後も雨が降れば同様の事態になる。

・風致に係る許可について、工期の延長をしたときに止めることがで

き^なかったのか。「土採取条例」は工期が切れているがどうなのか。

・申請内容の1haを超えているのか。ロックフィルダム構造はやるのか。

等々質疑応答がおこなわれたが、今後の対応の内容については、以下

のとおり進めていきたい。

【今後の対応】

・法的手続きは「土採取」及び「風致」それぞれでできることを行う

・「土採取」における法的措置を行うには、手順をおって処理するこ

とが必要である。（第5条、計画変更の勧告。第6条、措置命令

第7条、停止命令）しかし、それでは時間がかかりすぎるため、行

政指導として工事の一時停止を命じ、その間に是正措置を行わせた

らどうか、その状況を見て法的措置へ移行するとの方向性に意見が

まとまった。

・以上の結果を受けて、庁内関係各課で詳細を協議する予定である。

以 上

平成21年11月4日

出席者名簿

所属	氏名
熱海土木事務所	
〃 都市計画	
〃 〃	
〃 〃	
〃 用地管理課	
〃 〃	
〃 〃	
工事課	
〃	
熱海市産業振興	
〃	
〃 暮らしの	
〃 〃	
〃 〃 〃	
〃 建設	
東部農林事務所治	





平成 18 年 9 月 28 日 氏来庁 施工前に森林法、風致、土採取の申請を指示した。

平成 18 年 10 月 2 日 庁舎内対策会議開催（建設三課、水道課、みどり農水課）森林法、風致、土採取の申請を指導することを確認する。

平成 18 年 10 月 2 日 氏、氏来庁 氏に工法等の設計を依頼した。

平成 18 年 11 月 8 日 調圧槽上流部の一部が小規模崩落（E 工区から重機進入が原因か？）

平成 18 年 11 月 20 日 氏、氏来庁 県の関係機関との協議を指示した。

平成 18 年 11 月 21 日 氏、氏来庁 熱海土木事務所と協議して河川法の書類を貰ってきたとのことであった。（様式未確認）

平成 18 年 11 月 29 日 建設三課、水道課協議 氏の出方を待っているのではなく市から交渉を積極的に進める方針がいいのではないかと。

平成 18 年 11 月 30 日 氏来庁 昨日県庁（氏）に行ってきた。生物調査を指示されたが納得していない様子だった。

平成 18 年 11 月 30 日 県庁 氏から電話連絡 これまでの経緯を説明した。

平成 18 年 12 月 7 日 氏来庁 全体計画を示して林地開発及びミニアクセス等の許認可を進めるよう指示した。

平成 18 年 12 月 8 日 氏来庁 県に 1ha 以下は許可不要と言われた。1ha 以下であっても逢初川協議を熱海土木とするように指示した。

平成 18 年 12 月 19 日 氏、氏来庁 現在盛土工法について設計中とのことであった。

平成 19 年 1 月 11 日 氏来庁 調圧槽撤去を目的に訴訟を起こす準備があるとのことであった。

平成 19 年 1 月 12 日 氏来庁 調圧槽撤去について、内容証明郵便を送ったとのことであった。

平成 19 年 1 月 15 日 水道課と協議 赤井谷計画に必要な許認可等をまとめる。

平成 19 年 1 月 25 日 氏来庁 昨日県庁に行ってきたと報告があった。

同日 氏が熱海土木事務所工事課と協議した。法第 32 条協議書（流量計算書）の提出を指示されたと報告があった。

平成 19 年 1 月 29 日 氏来庁 午後から県庁に行く（ミニアクセスの件）

平成 19 年 1 月 30 日 氏、氏、氏、氏他 4 名別件で来庁 水道施設の対応を協議した。（先方はあくまでも撤去を要求した。）

平成 19 年 2 月 5 日 氏来庁 明日県庁協議と報告を受ける。

平成 19 年 2 月 7 日 氏より電話 熱海市にレッドデータブックに記載された 35 種がいるのを知っているのかと問い合わせ。環境課、みどり農水に転送した。

平成 19 年 3 月 20 日 氏、氏来庁 調圧槽付近 9,800 m²と盛土計画の相談を受ける。申請は個々だが、一体性のおそれありと回答した。

平成 19 年 3 月 27 日 氏、氏、氏来庁 盛土の施工方法を協議した。

✓ 平成 19 年 4 月 9 日 土採取等規制条例による届出 受理書通知（工期許可日～12 ヶ月）
平成 19 年 4 月 10 日 庁舎内対策会議 赤井谷は流下能力不足で開発が困難であるので、
道路の先行等の話になるだろう。

平成 19 年 4 月 11 日 氏 氏来庁 本宮線終点付近の土砂について事情を聞いた。
仮置きして堰堤築造後盛土材として使用したいと回答得る。

✓ 平成 19 年 4 月 12 日 風致地区条例による許可（形質変更・木竹の伐採）

工期平成 20 年 4 月 12 日

同日 氏来庁 施工管理を徹底するよう指示した。特に堰堤の築造状況及び搬入土の
出所の管理を強く指示した。

平成 19 年 4 月 23 日 建設課と合同調査 逢初川に土砂流出を確認（赤井谷から砂防堰堤
まで徒歩で調査した。）

同日 氏、氏来庁 土砂流出を報告 対策工の早期施工を指示した。

平成 19 年 4 月 25 日 逢初川の濁りを確認 建設課と対応協議も結論出ず。

平成 19 年 4 月 27 日 森林法の届出を指示するようみどり農水課に依頼

平成 19 年 5 月 2 日 氏、氏来庁 東部農林に行ってきた。堰堤 2 箇所は一体と言
われたと報告を受ける。

平成 19 年 5 月 11 日 から電話連絡 35 万坪に五重塔（宗
教施設）H=50mを建てたいと問い合わせがあった。風致地区のため不可と回答する。

平成 19 年 5 月 17 日 熱土に逢初川土砂流出対応記録を FAX 送付

平成 19 年 5 月 21 日 東部農林事務所赤井谷調査？

平成 19 年 5 月 25 日 逢初川濁り確認

平成 19 年 6 月 1 日 熱海土木事務所、と協議

平成 19 年 6 月 4 日 県庁より電話 熱土より電話があり、必要で
あれば県庁が協力すると回答を得る。

同日 熱土、に経緯を報告した。

平成 19 年 6 月 5 日 東部農林事務所 調査？

平成 19 年 6 月 7 日 県庁、熱土、と対応協議

平成 19 年 6 月 8 日 熱土より電話連絡 逢初川流下能力について市から指導して
ほしい旨連絡受ける。県は管理者として対応するとのことであった。

平成 19 年 6 月 20 日 熱土に経緯報告書を渡す。

平成 19 年 6 月 21 日 調圧槽付近からの盛り溢しを発見 防災工事の進捗は少々

平成 19 年 7 月 9 日 第 1 回水道施設対策会議 で開催（次回は市役所
で開催予定）

平成 19 年 7 月 11 日 逢初川の濁り確認

平成 19 年 7 月 13 日 東部農林現地調査（市まちづくり課、建設、みどり農水）

平成 19 年 7 月 17 日 調圧槽上流が大雨の影響で崩落調圧槽後部が埋まる。

平成 19 年 7 月 18 日 水道課、建設課と対応協議

平成 19 年 7 月 24 日 熱土 []、[]に報告及び協議（水道課同席）

平成 19 年 7 月 30 日 調圧槽の対応を []氏、[]氏に応急復旧工事を依頼するも []氏の反対で…（訴訟相手となりうるので反対とか）

平成 19 年 9 月 6 日 []氏来庁 台風接近で風雨が強い気になっている。夜間も車で待機及び巡回をすると報告あり。

平成 19 年 9 月 7 日 []氏より電話連絡 台風による被害なしの報告受ける。

平成 19 年 9 月 11 日 伊豆山漁業関係者と []の打合せに同席 被害があった場合の窓口は []氏、[]氏が対応することとなった。

平成 19 年 9 月 21 日 []氏来庁 調圧槽付近開発計画 東部農林協議を先行するよう指示した。

平成 19 年 10 月 11 日 対策会議

平成 19 年 10 月 30 日 []氏来庁 ポンプ室までの通路拡幅のため重機搬入予告 風致申請を指示した。

平成 19 年 11 月 5 日 []氏来庁 調圧槽付近に早川の残土を入れたいと相談受ける。沢部に盛り出すおそれがあるため中止するよう指導した。10 日程待つと回答を得る。

同日 熱土 []に経緯報告書送付

平成 19 年 11 月 7 日 熱土 []と協議 森林法の対応を見守ることを確認する。

平成 19 年 11 月 13 日 []氏来庁 逢初川協議をするよう指導した。

平成 19 年 11 月 19 日 早川の残土を入れたいと相談受ける。熱土、農林と協議するよう指示した。防災工事完了後でないとは認められないと回答する。

平成 19 年 11 月 20 日 []氏来庁 残土処分は防災工事先行を再度指示した。5ha 超で県土地利用事業の対象案件にすることを進言した。

平成 19 年 11 月 21 日 []氏県庁 []に電話 逢初川の流下能力不足を指摘した様子

同日 熱土に []氏が相談に行つたと報告受ける。

平成 19 年 11 月 26 日 東部農林事務所と対応協議（治山 []、[] 1ha 以下は県では指導のしようがないと回答を得る。

平成 19 年 11 月 27 日 熱土（工事課、都市計画課、用地管理課）と対策会議 東農が指導中なので対応を見守ることとする。

同日 []氏 []同席で来庁 調圧槽撤去要求

平成 19 年 11 月 28 日 []氏県庁 []と協議？

平成 19 年 11 月 29 日 []氏熱土（工事課、用地管理課、都市計画課）と 32 条事前協議

平成 19 年 12 月 3 日 []氏来庁 逢初川協議が整わなければ開発できないと指示した。

平成 19 年 12 月 5 日 []氏東部農林事務所と協議？

平成 19 年 12 月 14 日 氏、氏来庁 熱土協議？ 午後から東部農林に行く？

平成 19 年 12 月 18 日 氏、氏 熱土協議（調整池等）上流部にヘリポート計画があるとか

平成 19 年 12 月 19 日 氏来庁 ヘリポート計画協議 1ha 超えているので林地開発が必要農林に相談行くよう指示した。

同日 氏来庁 林地開発許可取得を要請した。

平成 19 年 12 月 28 日 氏来庁 ヘリポート計画は東部農林協議を先行するよう指示

平成 20 年 1 月 9 日 調圧槽付近 8 区画計画 林地開発も同時に進めるよう指導した。

平成 20 年 1 月 17 日 盛土計画書作成して協議するよう指導した。

平成 20 年 2 月 7 日 35 万坪計画がインターネット上で公開されていることを発見する。

平成 20 年 2 月 14 日 氏、氏来庁 熱土、東農協議も並行で協議を再度指示した。

平成 20 年 2 月 15 日 1ha 以下で完了引続き施工した場合は？の問いに森林法のことなので東農と協議するよう指示した。

平成 20 年 2 月 22 日 東農赤井谷調査？

平成 20 年 2 月 26 日 氏熱土、東農と協議？

平成 20 年 3 月 3 日 氏来庁 赤井谷の復旧計画を早急に行うよう指示した。

平成 20 年 3 月 10 日 氏来庁 赤井谷 19ha 計画まちづくり条例事前計画提出 熱土に 32 条協議書の提出を指示した。

平成 20 年 3 月 12 日 氏来庁 32 条協議書提出指示

平成 20 年 3 月 13 日 氏来庁 32 条協議書提出指示

平成 20 年 3 月 18 日 氏入院

平成 20 年 3 月 18 日 氏来庁 32 条協議書熱土に提出 森林法が未処理のため正式受付されなかった？

同日 熱土から連絡 森林法未処理のため受付はしていないが書類は預かったとのこと。都計法の申請はあったのか→都計法はまだ未提出 まちづくり条例は受付と回答

平成 20 年 3 月 25 日 氏、氏 熱土協議

平成 20 年 4 月 2 日 氏、氏 熱土協議

平成 20 年 4 月 8 日 東農から電話 昨年までの経緯を報告

平成 20 年 4 月 10 日 東農赤井谷調査

平成 20 年 4 月 14 日 熱土と協議（赤井谷と波返し） 氏、氏、氏、氏

平成 20 年 4 月 18 日 逢初川 熱土と合同調査

平成 20 年 4 月 24 日 氏来庁 赤井谷 9 区画について 森林法指導区域内につき東農協議指示

平成 20 年 4 月 25 日 氏、氏、氏、熱土と三者で現地調査

平成 20 年 5 月 2 日 氏県庁に抗議？

平成 20 年 8 月 1 日 赤井谷 9,900 m²図面受領 熱土にも渡した。

平成 20 年 8 月 5 日 東農、産業振興課と合同現地調査 復旧を確認した。

同日 東農 氏に赤井谷計画を FAX 送付

平成 20 年 8 月 12 日 熱土、東農、市合同会議 逢初川の流下能力調査は誰がやるの？でもめる？

平成 20 年 8 月 13 日 氏来庁 土採取、風致の許可で盛土すると言ったので熱土と協議を指示した。

平成 20 年 8 月 14 日 氏来庁 盛土工事施工について協議 防災工事が条件と回答

平成 20 年 8 月 18 日 氏、氏来庁 防災工事図面受領（簡易図面だったので正式図面を要求）

平成 20 年 11 月 14 日 氏来庁 11 日付けで退職したので挨拶に来た。

平成 21 年 1 月 14 日 氏より電話 土採取、風致の工期延長について連絡あり。

同日 氏来庁 工期変更届提出 本当に埋土（ロックフィル）するのかと聞いたが多分やりますと回答を得る。

平成 21 年 1 月 21 日 熱土、東農、氏、氏と協議 防災工事が最大の関心事である。施工者が決まり次第工法及び規模等を再度協議予定

平成 21 年 1 月 23 日 風致地区条例変更許可（工期の変更） 工期平成 22 年 4 月 12 日

平成 21 年 2 月 5 日 東農、保健所、市 合同調査

平成 21 年 2 月 16 日 氏、氏来庁 ヘリポート計画協議 1ha 超なので東農と協議が先と伝えた。

平成 21 年 2 月 17 日 氏、氏来庁 ヘリポート計画 1ha 超えるとか超えないとかの判断は東農であるから、市で言ってもらっても困ると回答した。

平成 21 年 2 月 18 日 氏、氏来庁 ヘリポート計画まちづくり条例再度受付 許可だけ取得するが実際はやらないと言っていた。

平成 21 年 2 月 23 日 氏から電話 が倒産？との情報

平成 21 年 3 月 17 日 氏から電話 赤井谷の盛土契約が成立？したとの情報ありと連絡受ける。

平成 21 年 3 月 19 日 氏から電話 赤井谷に盛土が始まったと連絡あり。

同日 現地調査 氏と面会 現場が整理されていないのでまずは仮設進入路等の整備から始めると回答を得る。

平成 21 年 3 月 25 日 氏、氏、氏来庁 防災工事の先行を強く要望した。

平成 21 年 4 月 1 日 氏他 1 名来庁 藤沢市から土砂の搬入をしたいと相談受ける。調圧槽前から仮設道路用に利用する計画とか。事前に連絡するよう指示した。

平成 21 年 4 月 7 日 氏、氏来庁 ヘリポート計画不受理の理由書の提出を要望される。

平成 21 年 4 月 9 日 氏に電話 ヘリポート計画はまち条手続き不要と回答した。

平成 21 年 4 月 21 日 ヘリポート計画について東農、氏、氏、氏と協議ヘリ

ポートと盛土は別々で対応することを確認した。

平成 21 年 5 月 8 日 市が現地調査 市道に泥（タイヤ跡）**■**氏に口頭注意した。

平成 21 年 5 月 11 日 **■**氏より電話 藤沢市の工場建設地からの残土を受け入れると連絡あり。

平成 21 年 6 月 23 日 **■**氏来庁 浸透管布設等を協議 工法変更なら手続きするよう指示した。

平成 21 年 6 月 24 日 東農と現地調査（写真撮影後東農到着時濃霧のため撮影不可能）

平成 21 年 6 月 25 日 **■**氏、**■**氏他 1 名来庁 1ha 超は林地開発許可必要を再度通告した。工法変更の図面作成を指示した。

平成 21 年 6 月 25 日 熱土 **■**に 6/24 の調査の結果を報告した。

平成 21 年 7 月 1 日 県庁 **■**、**■**、**■**に相談（赤井谷を含め **■**対策協議状況を報告）

平成 21 年 7 月 2 日 東農、熱土、**■**氏、**■**氏と協議 1ha 以下で伐採届、小規模林地の届出を行う。土採取、風致は変更の手続きを指示した。

平成 21 年 7 月 3 日 **■**氏来庁 昨日の協議事項の手続きを早急に行うよう指示した。

平成 21 年 7 月 6 日 **■**氏来庁 **■**が解散状態？と報告受ける。

平成 21 年 7 月 8 日 **■**氏来庁 伐採届等の手続きを **■**氏がしているかどうか確認したいと来庁 産業振興課を紹介した。

平成 21 年 7 月 15 日 市が現地調査 調圧槽付近に土砂堆積を確認する。

平成 21 年 7 月 16 日 **■**氏来庁 **■**氏が会社を辞めたが盛土計画は対応するとのことであった。伐採届は未提出である。

平成 21 年 7 月 22 日 逢初川の濁りを確認した。

平成 21 年 7 月 24 日 逢初川の濁りを確認した。

平成 21 年 9 月 14 日 市が現地調査 市道舗装破損、付近住民からの苦情及び過積載を **■**氏に伝える。

平成 21 年 9 月 29 日 熱土 **■**に七尾関連許認可等を説明

平成 21 年 10 月 8 日 逢初川の濁りを確認した。

同日 市土地利用幹事会 **■**関連許認可等（工期及び工法等）について指導を徹底することで一致した。

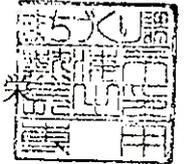


熱建まち第 2094-46 号

平成21年 1月23日



熱海市長 齊 藤



風致地区内行為について(変更許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第6条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷  の一部
2 風致地区の名称	第2号 伊豆山 風致地区 第 2 種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 許可を受けた 行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採
5 前回許可年月日 許可番号	平成19年4月12日 熱建まち第 1891-33 号
6 変更しようとする 行為内容	工期の変更
7 工 期	平成20年4月12日 から 平成22年4月12日 まで
8 許可条件	既許可条件に同じ

様式第8号 (第4条関係)

風致地区内行為変更許可申請書

平成21年1月4日

熱海市長 齊藤 栄 様 へ

申請者 住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

条例第6条の2第1項の規定による変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷 [Redacted] の一部 ✓		
地目及び面積	地目	山林 ✓	面積 9,446.00 m ²
許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更、木材の伐採 ✓		
許可年月日及び許可番号	平成19年4月12日 ✓ 熱建建第1891-33号		
変更しようとする行為の内容及びその理由	平成20年4月12日までと決まっている工期の変更 ✓		
着手及び完了予定期日	着手	平成20年4月13日 ✓	又は許可日から 日間
	完了	平成22年4月12日 ✓	
摘要	[Redacted] 電話番号 [Redacted]		

備考

摘要欄に連絡先を記入してください。



施行方法書
(木竹の伐採の場合)

土地所有者の住所及び氏名	[REDACTED]
行為の種類	伐採 ✓
伐採の理由	土砂の崩壊に供する、岩塊による堰堤の築造のため ✓
行為地の面積	9446.00 平方メートル ✓
樹種	小樽 ✓
樹齢	5年 ~ 10年 ✓
樹高	3m ~ 5m ✓
樹量	250本 ✓ 2.0 立方メートル ✓
跡地利用計画	
摘要	

備考

- 1 案内図、現況図及び現況写真を添付してください。
- 2 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

施行方法書
(宅地の造成等の場合)

行為施工者の住所及び氏名	[Redacted]				
土地所有者の住所及び氏名	[Redacted]				
面積及び土量	面積	9446平方メートル	土量	盛土	✓ 38,529 m ²
				切土	✓ 2,253 m ²
行為の目的	土砂の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造 ✓				
行為地の現況	山林 ✓				
土留の方法					
排水工事					
河川又は溪流との距離	m				
緑地の面積	✓ 2879.00 m ²	内訳	自然の緑地	2879.00 m ² ✓	
			人工の緑地		
緑地率	✓ 30.47 パーセント	植栽の内訳	高木	低木	その他
			本	本	
摘要					

備考

- (1) 案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。
- (2) 他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。
- (3) 緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

風致地区内行為着手届

平成19年4月12日

熱海市長 齊藤 栄 様

住所

届出者
(許可を受けた者)

氏名

TEL

(氏名(法人にあっては、他の代表者の氏名)
を自署する場合は、押印は不要であること。)

静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により許可を受けた風致地区内行為に着手したいので、届け出ます。

許可年月日及び 許可番号	平成19年4月12日 熱建建 第 1891-33 号
行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷 [redacted] の一部
許可を受けた 行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採
地目及び面積	地目 山林 面積 9,446 m ²
設計者	住所 [redacted] TEL [redacted] 氏名 [redacted]
施工者	住所 [redacted] TEL [redacted] 氏名 [redacted]
行為着手年月日	平成 19 年 4 月 12 日
行為完了年月日	平成 20 年 4 月 12 日

- 1 添付書類・・・工程表
- 2 提出部数、提出先・・・1部、市建築住宅課



様

熱海市長 齊 藤



風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷 [redacted] の一部
2 風致地区の名称	第2号 伊豆山 風致地区 第2種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採
5 工期	平成19年 4月12日 から 平成20年 4月12日 まで
6 許可条件	(1) 工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2) 植栽計画を遵守すること。 (3) 工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4) 設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。

風致地区内行為許可申請書

平成28年10月2日

熱海市長 齊藤 栄 様

住所 [REDACTED]

申請者

氏名 [REDACTED]

氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。

条例第2条の1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

風致地区の名称及び種別	名称	第2号伊豆山風致地区	種別	第2種
行為地の所在	熱海市 伊豆山 字赤井谷 [REDACTED] の一部			
地目及び面積	地目	山林 /	面積 (m ²)	9446 m ² /
許可を受けようとする行為の種類	① 建築物 その他の工作物 新築 改築 移転 ② 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 / ③ 木竹の伐採 / ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 土石の堆積 廃棄物の堆積 再生資源の堆積			
着手及び完了予定日	着手	許可日 /		
	完了	許可日から 12ヶ月 /		
摘要	[REDACTED] 電話番号 [REDACTED]			

備考

摘要欄に連絡先を記入してください。



施行方法書
(宅地の造成等の場合)

行為施工者の住所及び氏名	[Redacted]					
土地所有者の住所及び氏名	[Redacted]					
面積及び土量	面積	9446 平方メートル	土量	盛土	38,529	[Redacted] m ³
				切土		2,253 m ³
行為の目的	土砂の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造					
行為地の現況	山林					
土留の方法						
排水工事						
河川又は溪流との距離	m					
緑地の面積	2879.00 m ²	内訳	自然の緑地	2879.00 m ²		
			人工の緑地	m ²		
緑地率	30.47%	植栽の内訳	高木	低木	その他	
			本	本		
摘要						

備考

- (1) 案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。
- (2) 他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。
- (3) 緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

施 行 方 法 書

(木竹の伐採の場合)

土地所有者の 住所及び氏名	
行為の種類	伐採
伐採の理由	土砂の崩落に供する、岩塊による堰堤の築造のため
行為地の面積	9446.00 m ²
樹種	小樽
樹齡	5年~10年
樹高	3m~5m
樹量	250本 / 2.0立方メートル
跡地利用計画	
摘要	

備考

- 1 案内図、現況図及び現況写真を添付してください。
- 2 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

受 理 書

熱建設第 20f 号
平成19年 4月 9日

[Redacted]

[Redacted] 様

受理者 熱海市長 齊藤 栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第3条第1項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷 [Redacted] の一部
区域面積 9,446㎡

2. 受付年月日

平成19年 3月 9日

3. 附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。

また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

様式第1号 (第2条関係)

土の採取等計画届出書

熱海市長 齊藤 栄 様

平成19年 3月 9日

住所



届出者

氏名



(電話番号



氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

静岡県土採取等規制条例

第3条第1項
~~第3条第3項~~

規定により、次のとおり届け出ます。

1 土の採取等の目的

隣接地の土砂を盛土するため。

2 土の採取等を行う場所の区域

所在地	土地の現況	登記簿上の地目	面積 (平方メートル)	土の採取等を行う権利の種類	土地所有者の住所及び氏名	法令等による区域指定等の現況
市町村大字 字小字	地番					
熱海市 伊豆山 赤井谷		山林	9446			
計		1	筆		9446	平方メートル



3 土の採取等に関する土の数量

(1) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	2253 立法メートル
------	-------------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

(2) 埋土又は盛土を行う場所

土の数量	36,276 13042 立法メートル
------	--------------------------------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

(3) 土の採取等を行う場所の区域内で(1)及び(2)を同時に行う場合

切土、床掘りその他の (ア) 土地の掘削に係る土の 数量	2253 立方メートル
土の採取等を行う場所 (イ) の区域外からの搬入する 土の数量	36,276 13042 立方メートル
(ウ) 埋土又は盛土に係る土 の数量	36,276 13042 立方メートル
土の採取等を行う場所 (エ) の区域外への搬出する土 の数量	立方メートル
土の数量の合計 (ア) 及び (イ) の合計	38,529 15295 立方メートル

4 土の採取等を行う期間

(1) 採取等の時期 許可日～ 12ヶ月(予定)

(2) 作業時間 7時から 19時まで

(3) 工程

年月日								
種別								

(注) 切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

(1) 土の採取等の方法

ア 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区	分	概	要
高	さ	又	は
深	さ	最大	2
方	法	ア 階段採取法	メートル
		① 平面採取法	

のり面の小段の高さ	最大	2	メートル
のり面の小段の幅	最小		メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質	関東ローム		

イ 埋土又は盛土を行う場合

区分	概要	要
高さ又は深さ	最大	15 メートル
方法	ロックフィル	
のり面の小段の高さ	最大	10 メートル
のり面の小段の幅	最小	5 メートル
隣接地からの距離	最小	メートル
土質		

(2) 土の採取等のための設備

機械の名称	形式	能力 (立方メートル/時間)	台数
ブルドーザ	16 t		2
バックホウ	0.6 m ³		2
振動ローラ	14 t		1

(3) その他の施設

6 土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区分	
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等の処理をするための方法及び施設	

その他の災害を防止するための方法及び施設	
----------------------	--

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項

(1) 土の運搬方法

区分	概要				
交通監視人					
1日の搬入台数及び量	トン車	台	最大延べ	台	立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車	台	最大延べ	台	立方メートル
運搬主体					

(2) 土の搬出先又は搬入先

(3) その他の土の運搬に関する事項

区 分	概 要		
経 路	(別添図第 号図参照)		
種 類	ア 市町村道 エ 河川区域	イ 市道 オ その他	ウ 仮設道路
種 別	ア 契約(同意)有 イ その他		
重 量 制 限	ア 有(トン) イ なし		
舗 装	ア 有(延長 メートル) イ なし(ただし)		
学童の通行状況	ア 多い	イ 少ない	ウ なし

(注) 該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

(1) 跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

(ア) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大	メートル	のり面のこう配	最大	度
のり面の小段の高さ	最大	メートル	のり面の小段の幅	最小	メートル

(イ) 埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大	メートル	のり面のこう配	最大	度
--------	----	------	---------	----	---

土砂流出防止工

埋設堰堤(フィルダム)の設計

平成19年2月



目 次

1	はじめに	1
2	参考：宅地防災マニュアル	3
3	第1堰堤 円形すべり面の安定計算書 常時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合	12
4	第1堰堤 円形すべり面の安定計算書 地震時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合	13
5	第1堰堤 円形すべり面の安定計算書 常時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合	14
6	第1堰堤 円形すべり面の安定計算書 地震時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合	15

1.はじめに

熱海市伊豆山地内において実施されている開発事業区域に隣接する区域の谷筋において、開発工事で発生する残土を安全に処分するために、谷筋にロックフィルダム形式の堰堤を築堤し盛土の押さえとする。

本設計では、この堰堤と盛土の安定性を検討し、その形状を設計する。

堰堤の設計においては、土砂が堤体高さ以上に堆積する場合、または将来堤体が埋没するような盛土工事がある場合にも安全な設計とする。

現在工事中の隣接区域の地質は、表層は薄い関東ロームであり、その下部は風化安山岩層であることがボーリング調査により確認されている。

工事現場では安山岩の岩塊が多数発生しているため、堤体にこの岩塊を流用し、ロックフィル形式により築造する。

2.堤体の位置

堤体の設置位置は、藍染川の原流域のさらに上流部で、谷状の地形である。

湧水は無い。

谷筋の地表勾配は 12° ～ 17° であり最急勾配は 32° であるが、谷筋上流部の山の斜面勾配は 40° を示す。堤体は地表勾配 12° ～ 17° の谷筋に直角方向に設置する。

3.堤体の構造

堤体の天端幅は 5m とし、斜面勾配は上流側 1:1.4、下流側 1:2.0、高さ 5m 毎に 2.5m の小段を設け、堤体は発生材の安山岩により築造する。

ロックフィルダムは、築造した堤体の完成後の材料の締固め密度によって強度が大きく左右される。岩塊は締固めを考慮して最大径を 1.0m 以下とし、大きな岩塊は堤体下部に利用する。なお地山と堤体の接地面はすべて高さ 50cm 以上を標準とした段切施工を等高線沿いに行い、腐植土などの表土層は風化安山岩層まで除外する。段切部は表面勾配を 5% 以上とする。また谷筋の中心部に湧水処理のため暗渠配水管として網状管 $\phi 200$ を埋設する。

4. 堤体の設計

堤体の設計は円形すべり面法による。設計に用いる土質は堤体・地山・堆積する流出土砂の3種とし、土質常数は次のとおりとする。

① 堤体材料

安山岩: 剪断強度 $\phi = 38^\circ$

単位堆積重量: $\gamma = 20 \text{kn/m}^3$

粘着力: $c = 0$

参考: ロックフィルダム堤体の内部摩擦角

i. 農林省構造改善局 土地改良事業計画設計基準(設計・ダム)技術書編

第6章調査 PI-287 表 6-8-4-3 によると、 $\phi 800 \text{mm}$ 径で十分転圧した堤体の内部摩擦角 $\phi = 38 \sim 39^\circ$ 、 $\phi 90 \sim 300 \text{mm}$ 径: $\phi = 40^\circ$ である。

ii. 岐阜県徳山ダムにおいては $\phi = 39 \sim 41^\circ$

iii. 北海道電力京極水力発電所建設における堤体材料は、風化安山岩の場合内部摩擦角 $\phi = 37$ 粘着力 $c = 10 \text{kn/m}^2$ である。

iv. 転圧機械は日本道路公団では: 振動ローラ 13tf \sim 20tf

② 地山

風化安山岩: 剪断強度 $\phi = 35^\circ$

単位堆積重量: $\gamma = 20 \text{kn/m}^3$

粘着力: $c = 0$

③ 流出堆積土砂

関東ローム: 剪断強度 $\phi = 0^\circ$

単位堆積重量: $\gamma = 16 \text{kn/m}^3$

粘着力: $c = 43.8 \text{kn/m}^2$

(道路土工指針では、剪断強度 $\phi = 25^\circ$ 粘着力 $c = 0$ としている)

地山及び流出土砂の土質常数については、隣接開発事業区域における土質調査データによる。

5.安全率

常時の安全率は1.5とする。

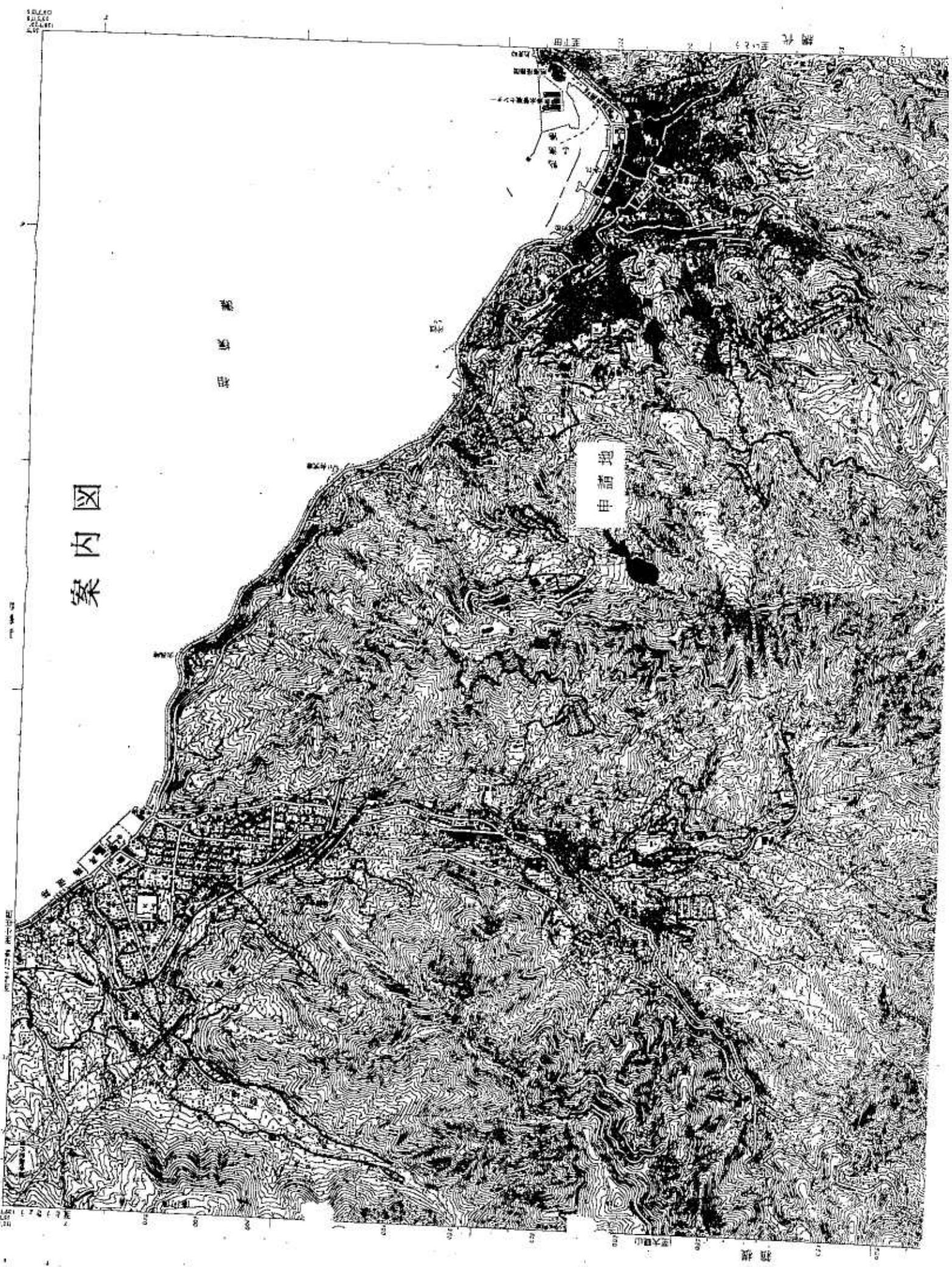
地震時は、設計震度を「宅地防災マニュアルの解説 1」IV3 耐震設計 により、大地震時における震度=0.25、安全率=1.0とする。

6.安定計算

円形すべり面法の計算は、ロックフィル堤体の堤頂部を超えた高さまで、盛土が行われる場合を考慮して計算する。

盛土端部は法面処理とし、勾配は1:2.0より緩やかとし、堤体天端より5.0mの高さまでを標準断面とする。この高さを超える盛土となる場合は、円形すべり面法による法面の安定計算をする。

案内図



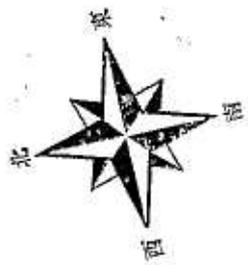
申請地

河川

標高

1000 900 800 700 600 500 400 300 200 100 0

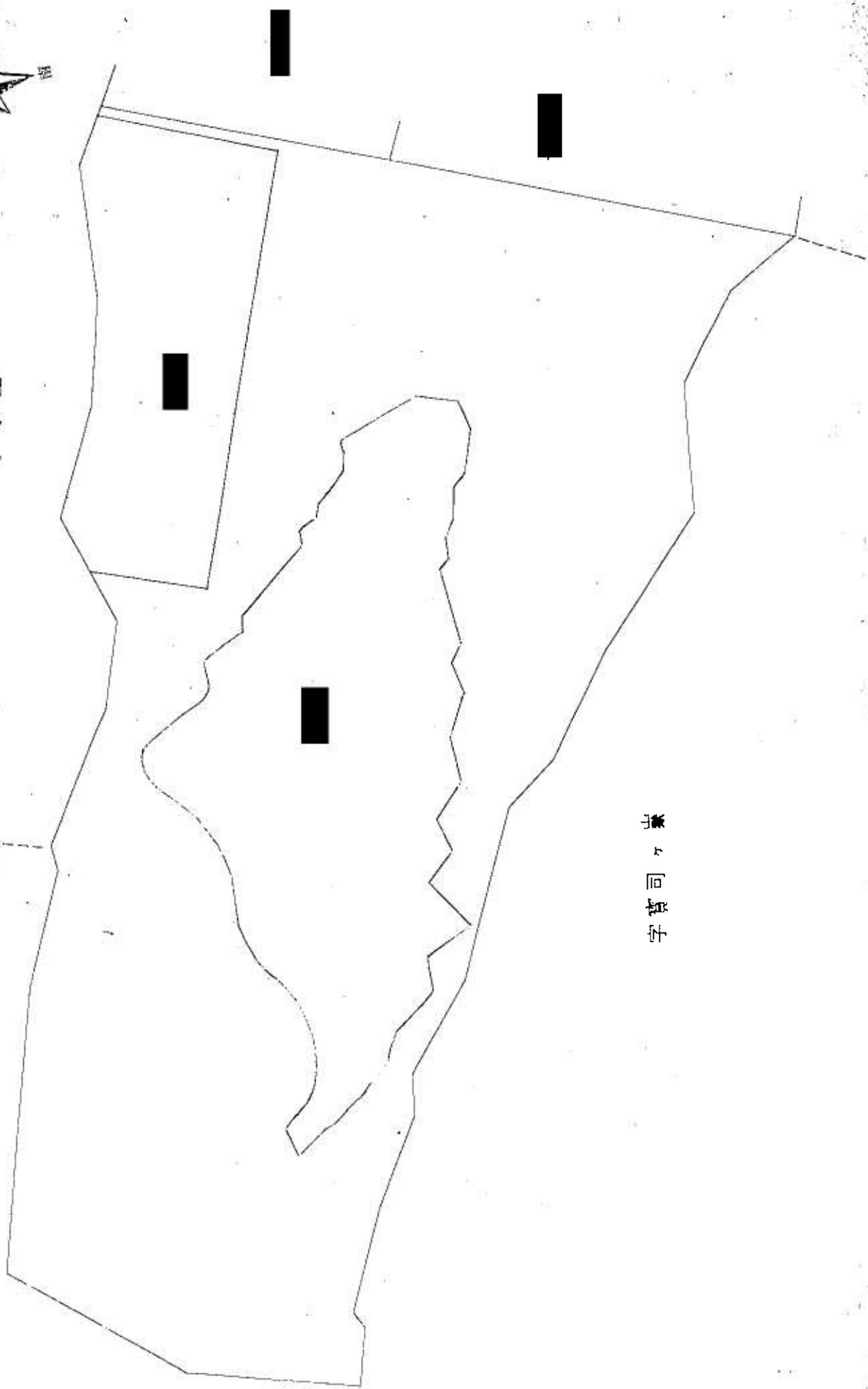
1000 900 800 700 600 500 400 300 200 100 0



立水字

家同貨字

家



第一号堰堤平面図

1:1000

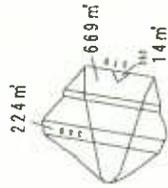
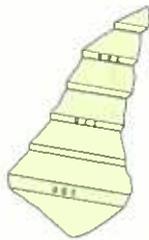


注：面積測定はCADデータによる。

1 堤体盛土量

埋設埋堤底面積 = 2253 m²

切土量
V = 2253 * 1 = 2253 m³



V1 = (224+669) / 2 * (380-370) = 4465 m³

V2 = (669+14) / 2 * (370-362) = 2732 m³



V3 = (68+241) / 2 * (370-360) = 1545 m³

V4 = (241+7) / 2 * (360-356) = 496 m³



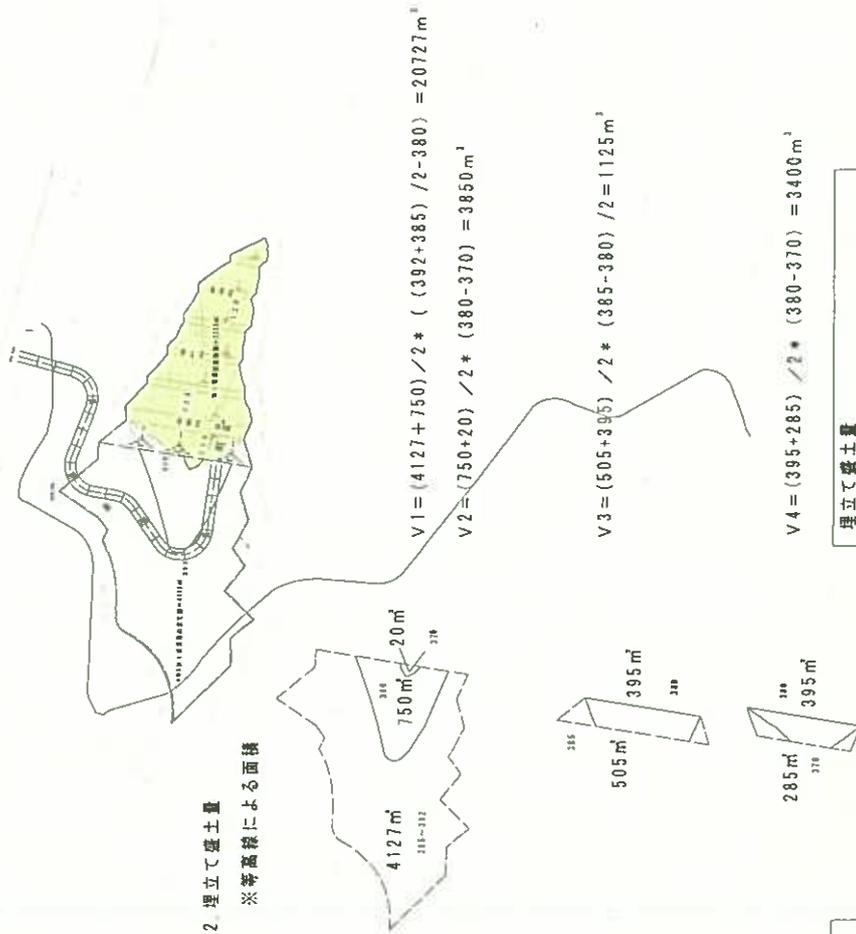
V5 = (50+5) / 2 * (360-355) = 137 m³

V6 = (28+7) / 2 * (355-352) = 52 m³

堤体盛土量

ΣV = 4465 + 2732 + 1545 + 496 + 137 + 52 = 9427 m³

2 埋立て盛土量
※等高線による面積



埋立て盛土量

ΣV = 20727 + 3850 + 1125 + 3400 = 29102 m³

盛土量合計 V = 9427 + 29102 = 38529 m³

新潟市伊豆山防家計画			
所在地	新潟市 伊豆山 防家防 堤体		
測量年份	第1号測量士算計書		
測尺	5=1:1000	図面番号	
作成年月日	平成13年1月		
作成者			

熱海市伊豆山字赤井谷における大規模埋土（盛土）計画について、熱海土木事務所及び東部農林事務所と協議をしたので報告します。

日時 平成21年1月21日（水）14:00～15:15

場所 熱海土木事務所

出席者 氏

熱海土木事務所 工事課、都市計画課、企画検査課、用地管理課

東部農林事務所 治山課

熱海市役所

<経緯>

風致申請 平成18年10月2日

風致許可 平成19年4月12日 1891-33号 熱海市伊豆山字赤井谷の一部、面積 9,446.00 m²、行為の種類 土地の形質の変更、木竹の伐採
工期 平成19年4月12日から平成20年4月12日

平成21年1月14日に風致地区内行為の変更許可申請書の提出を受けた。工期延長ではあるが、当初許可時と状況が一変しており、関係各機関との調整が必要と思い氏に熱海土木事務所に行くよう指示をした。その結果本日の打合せとなった。

以下に要点を記す。

東部農林事務所は、違反行為があった場所ではあるが復旧した区域であり、林地開発の許可を要する面積以下であるため法的に言うことはない。ただし、近接区域での開発 を行っていることもあるので相談等には応じる。

熱海土木事務所は、逢初川に土砂流出を心配している。防災工事を万全にお願いしたい。

熱海市は、許可の内容のとおり施工は非常に困難であると思っているので、防災計画を含め設計変更を促したい。

■■■■氏は、市の変更申請要望（工法）に対して拒否反応を示したことから、目的は工期の延長であると思われる。それは、許可期間内であったほうが依頼しやすいし、市等の関係機関との調整も進めていると盛土施工業者にアピールできると思われる。施工業者は■■■■ではなく、専門業者と言っていたが、具体的業者名を明かさなかった。

市としては、風致（土採取）許可をした以上工期の延長は認めざるを得ないと思われる。また、工法及び下流域への災害防止を重点に関係機関と連携して指導していくことが必要である。

施工業者決定後に再度協議するよう■■■■に伝え了承を得て協議を終了した。

計画変更の勧告

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

措置命令

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

停止命令

第7条 知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

報告の徴収及び立入検査等

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取等を行う者に対し、当該土の採取等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土の採取等を行う者の事務所、土の採取等を行う場所その他その業務を行う場所に立ち入り、土の採取等の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

罰則

第16条 第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の規定による標識の掲示をしなかつた者
- (3) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

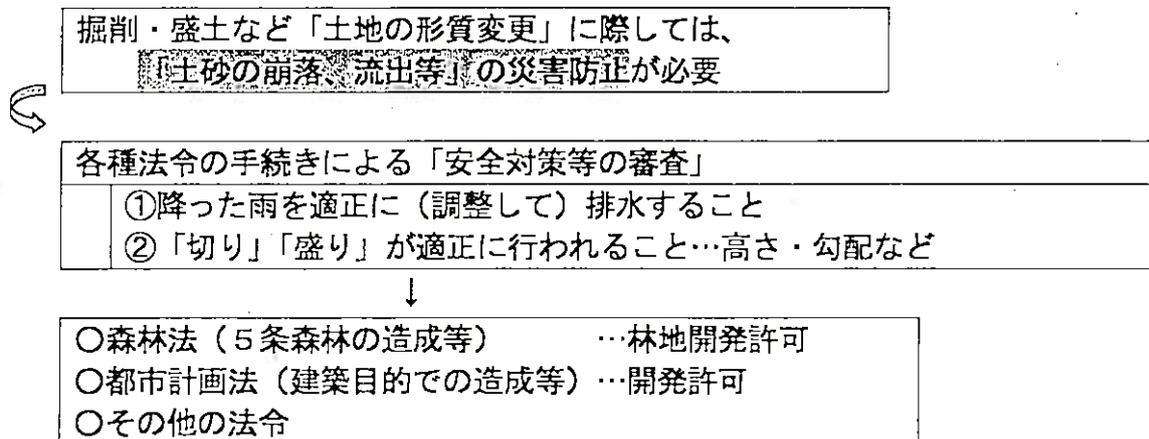
土採取等規制制度の概要

1 目的 (条例第1条)

建築目的の開発行為など、土地の形状変更を伴う行為については、都市計画法、森林法などの法令で、事前に行う手続や守るべき安全基準等が定められています。

しかし、これらの法令の対象とならない小規模な開発行為や建設工事の中には、防災上の配慮を怠ったため災害を生じたり、あるいは跡地を放置し環境破壊を招く事例があります。

このため、これらの行為に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るため、土の採取等を行う者に対し必要な規制をすることを目的として、静岡県土採取等規制条例(以下「土採取条例」という。昭和50年10月20日公布 昭和51年4月1日施行)が定められています。



●施行場所が林地の場合の林地開発許可との役割分担

行為の面積	根拠法令	法令の定める手続	処理機関
1ヘクタール超	森林法	林地開発許可の申請	県(森林計画室及び農林事務所)、静岡市、浜松市、沼津市、富士市
1ヘクタール未満 (以下)	土採取条例 (森林法)	届出 (伐採届)	市町 (市町)

2 規制の対象となる行為 (条例第2条)

条例の規制対象となる行為は「切土、床掘その他の土地の掘さくを行う行為」と「埋土又は盛土をする行為」となっており、これらの行為により土を採取し他へ搬出する場合のほか、土地の形状を変更する行為を全て含みます。(これらを総称して「土の採取等」といいます。)

従って、ある区域の一部で切土を行い、その残土を使って区域内で盛土を行うような行為も規制の対象となります。

なお、「土とは何か」については明文の規定はありませんが、「土石の総称」であり、適用除外(後述)とされるものを除き全て含まれます。

(3) 措置命令等

ア 措置命令(条例第6条)	・計画変更の勧告に従わないとき ・災害が発生するおそれがあるとき
イ 停止命令(条例第7条)	・措置命令に従わないとき ・災害防止のため緊急の必要があるとき ・無届、届出内容違反があったとき
ウ 跡地にかかる措置命令(条例第9条)	・災害防止のため必要があるとき (完了後2年以内)
エ 跡地の緑化等の勧告(条例第10条)	・跡地周辺の環境の保全のため必要があるとき

(4) 市町により「土地利用指導」に基づく手続が必要な場合があります。

5 届出書類等(条例第3条・規則第2条)

届出に際しては、下記の書類を正副各1部提出

●土の採取等計画届出書…施行規則様式第1号
●添付書類(施行規則第2条第3項)
①土の採取等を行う場所(「採取場所」)の位置と土の運搬経路を示す地図(縮尺1/50,000以上)
②採取場所及び周辺の見取図
③採取場所の実測平面図(土の採取等の計画(「採取計画」)を記載:縮尺1/1,000以上)
④採取場所の実測縦断面図及び実測横断面図(採取計画を記載:縮尺1/500以上)
⑤採取場所の求積図(縮尺1/500以上)及び土量計算書
⑥採取場所及び隣接地の公図の写し
⑦採取場所で土の採取等を行うことの権原を証する書面
⑧土の採取等に係る跡地の整備計画平面図(縮尺1/1,000以上)
⑨その他知事が必要と認める書類

重 要

●土の採取等に関する技術基準

土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るために、土の採取等に関する技術基準(「技術基準」)が定められています。

基準に適合しない計画については、「計画変更の勧告」や「措置命令」を行います。

●標識の掲示

土採取条例の届出を行った残土処分場などには、氏名(名称)や届出書受理年月日などを記載した標識を掲示することになっています。

参考 違反案件への対応

【具体事例】

○概要

- ・施行面積1ヘクタール未満（市町権限）として正式に届出がなされた「残土処分場」が、当初計画とは異なる形態で事業が進められ、かつ面積が拡大してしまった。
- ・町では届出者である東京の業者と現場管理を行っている静岡県内の業者に対して再三是正の行政指導を行ったが、互いに被害者である旨を主張し、適切な対応がとられなかった。このような状態の中で、隣接地への土砂流出が発生した。
- ・当初の届出から1年半あと、県（土地対策室）に対して是正についての協力依頼があった。

○権限の問題

- ・正式に届出がなされ、（当然に）当初は1ヘクタール未満であり市町権限の案件であったものが、違反の中で1ヘクタール以上となった場合、処理権限（責任）はどうなるのか。
（現地は5条森林であったため、面積が1ヘクタール以上（超）となると、土採取条例での県案件となるほか、森林法の林地開発案件にも該当。）

○法律相談の結果

- ・当初1ヘクタール未満で市町村案件であったものが、（違反の中で）1ヘクタール以上（超）となった場合でも、当初の市町権限はそのまま継続し、これに県の権限がオーバーラップすることになる。市町と県の両方が権限を有することになる。
- ・この場合において、市町の対応が第一優先とはなるだろうが、市町が適切な処理を行わなかった場合、県は県独自の責任と判断において対応を行う義務があり、（当初の責任は市町であったとして）適切な対応を行わなかった場合は問題となる。

○具体的な処理経過

- ・町と県の関係課で事前調整のうえ、町の行う立入調査に県が参加するという形式により処理を開始した。
- ・区域及び面積を確定のうえ、関係する2業者へ事情聴き取りを連絡した。
（東京の業者からは返答なし。県内業者は聴き取りに応じた。）
- ・弁明の機会付与のうえ、2事業者に停止及び安全措置の実施を命令した。

●具体事例からの教訓

○とにかく初期対応が大切…すぐに現場を確認すること

①手続きの説明、②作業中止の指導、③指導に従わない場合には、法・条例に基づく行政処分

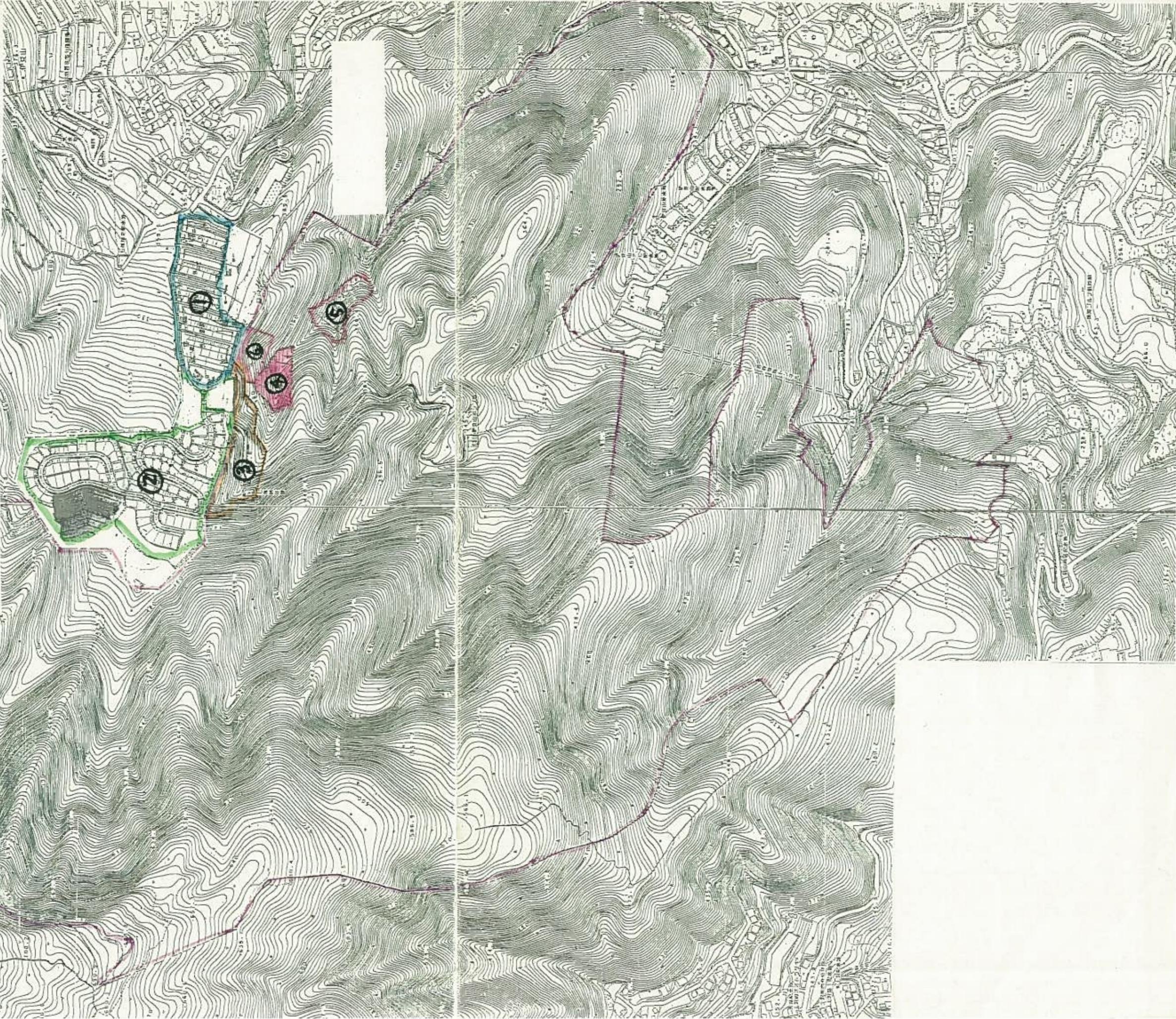
○指導等は文書で行うことが基本

○権限を持っている者は、責任を有していることを認識することが大切
…法令に基づく適切な対応を行わないことは（直ちに）問題となる。

S=1/5000

①	②	③	④	⑤	⑥
青	緑	橙	赤	赤	赤
1.99ha	4.98ha	0.99ha	0.94ha	0.93ha	0.51ha
開発行為	開発行為	開発行為	土採取届	風致内行為	風致内行為
H14.12.26許可	H18.4.11許可	H20.5月申請	H19.4.9受理	H19.4.12許可	H19.6.4許可
H18.3.24完了			H22.4.12まで	H20.4.12まで	H20.6.4まで
完了時					
違反により一時中断					
完了時					
施工中(中断)					
許可は出ていない					

所有地 110ha



伊豆山 [redacted] 所有地) 盛土打合せ記録

日時 平成21年7月2日(木) 10:30~
場所 熱海市役所4階会議室
出席 [redacted]: [redacted], [redacted]: [redacted] (実際の施工者)
熱海市まちづくり課 [redacted]: [redacted], [redacted]
東部農林治山課: [redacted], [redacted]
熱海土木都市計画課: [redacted]

概要

- ・ 現在、[redacted]が熱海市への土採取届(1ha未満)により、神奈川県からの工事残土を盛土している。(盛土)
- ・ これについて森林に対する必要な手続きが行われていないため、東部農林事務所が [redacted] を呼んで手続きを行うよう^{よう}を指示した。
- ・ また、今後1haを超えることのないよう注意を促した。(1haを超えた場合は林地開発許可手続(1/1河川流下能力確保)が必要になることを改めて伝えた。)

東部農林事務所からの指示

- ① 伐採届
- ② 小規模林地開発届

※H19に1haを超えたため植林等を指導し完了と認めたのに、今回同じところをまた変更している。そういった経緯から今回の変更は前回の半分程度(0.5ha程度)にしてもらいたい。少なくとも1haを超えないことを確認する必要がある。

やりとり

(市) このまま盛っていくと1haを超えてしまうのではないかと懸念している。1haを超えた場合には林地開発許可を受ける必要があり、そのためには、開発行為同様逢初川の改修が必要となる可能性がある。

[redacted] 林地開発は宅地を造る訳ではなく、森林に戻すのに河川改修が必要なのか。

(農林) 一時的とはいえ裸地になるので河川改修は必要である。

[redacted] 河川内に温泉管がいっぱいあって危険な状態であり、今でも1/1の流下能力が計算上ない、また、実際には氾濫は起きていないのに業者に改修させようとするのは県の身勝手である。

(土木) 温泉管については所有者を調べ指導しているところである。

[redacted] (意外という反応あり) 現在行っている盛土でも収支がトントン。河川改修までして開発してもペイできる状況ではないので林地開発にならないよう1haを超えないようにやる。少しずつ(1ha未満をいくつも)やっていくしかない。

(農林) それはダメ。

■ じゃあ何年経ったら“隣接”でなくなるのか。別の第3者ならいいのか。

(農林) それはそのときに判断する。

■ 苦情が出るのを心配しており、地元の説明して時間帯等了解を得ている。絞り水を受ける埋設管も設置している。逢初川を汚さないようにやっている。

まとめ

- ・ ■ は、今は残土処理をしたいだけであり、この盛土が1haを超えて林地開発(=河川改修)になるようなことは避けたいと考えている。
 - ・ ■ が、林地開発もしくは開発行為に踏み出した場合には、許可事務は熱海市又は県本庁が行うが、土木事務所として逢初川の1/1流下能力の確保を求める指導を行う必要がある。(都計法32条協議、公共施設管理者の同意) 林地開発には1/1流下能力を求めないこと
 - ・ ■ は、将来的には宅地造成を目指しているが、現時点では、造成し (後) ■ ても売れないため宅地造成(開発行為)を行うつもりはない。
 - ・ ■ の経営は厳しい模様
 - ・ 農林事務所は、1ha未満の小規模林地開発を断続的に行うことで林地開発を逃れるようなやり方は認めないというスタンス
 - ・ 熱海市では、■ の資格・信用を問題にして、熱海市内での ■ の開発を止められないか ■ に相談に行っているとのこと
- ・ 伐採届(①)小規模林地開発届(②)も提出する必要がある

適用法令

1ha未満

(表1)

	必要な手続き	備考
熱海市	土採取届	盛土も対象(条例)
農林事務所	伐採届 小規模林地開発届	森林計画の対象森林(5条森林)であるため対象となる(森林法)

1haを超えた場合

(表2)

	必要な手続き	備考
土木事務所	(土採取届) …今回は不要	盛土も対象(条例) 林地開発許可が優先となり不適用
農林事務所	伐採届 林地開発許可	森林計画の対象森林(5条森林)であるため対象となる(森林法) 宅地造成ではなく単なる盛土等の場合 1/1以上の河川流下能力が必要
熱海市(5ha未満) 県庁(5ha以上)	開発行為許可	宅地開発の場合(都計法) 1/1以上の河川流下能力が必要

※土木事務所が直接関わる手続きは、逢初川の32条協議のみ

前回(H19)の森林法による指導

(件名)

平成 19 年 5 月 31 日

熱海市伊豆山地内における無許可開発について

1 概要

熱海市伊豆山地内で森林内での無許可開発が判明したため、土砂流出防止のための指導を文書で行う。

2 内容

- (1) 場所 熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] ほか
- (2) 森林の開発面積（推定） 1.5～3.0ha
- (3) 行為者 [REDACTED]

3 経緯

平成 19 年 4 月 27 日 熱海市みどり農水課から、伐採届の提出がないまま造成工事（宅地造成に伴う残土処理）が進められているとの連絡。

平成 19 年 5 月 2 日 東部農林事務所所内で、行為者に事業の内容を聴き取り。

平成 19 年 5 月 22～29 日 東部農林事務所、熱海市による現地調査。中止の指導。

4 森林法における違反の有無

5 条森林内での開発面積が 1.0ha を超えると判断されるため、森林法第 10 条の 2 違反。

5 災害等の危険性

- ・ 自社宅地造成事業により発生した残土を沢に盛りこぼしており、不安定なまま斜面に放置されているため、今後の降雨により流出する恐れがある。

6 今後の対応

- ・ 口頭、文書により行政指導（開発区域の求積と復旧計画）。
- ・ 森林法としての復旧対策は、土砂流出防止措置と植栽等により森林に復元させること。
- ・ 指導に当たっては、[REDACTED]、熱海市と連携をとって進めていく。

7 その他

(1) 他法令の取得状況

平成 19 年 3 月 9 日、熱海市に「土の採取等計画届出書」提出。

(2) その他

平成 19 年 1 月、県土地利用委員会及び [REDACTED] に、行為者から開発の相談あり。

伊豆山赤井谷、土砂の搬入について

【これまでの経緯】

- ① 平成 19 年 4 月 9 日、平成 19 年 4 月 12 日「土の採取等規制条例」の届出及び「風致地区条例」の許可を取得し、土工事に着手した。
- ② 森林法の届けが出されていなかったため、東部農林と協議をしたが、1 ha 以下では県への届けは不要である回答を得た。
- ③ この頃、頻繁に泥水が逢初川に流出し、伊豆山港に多大な影響を与えた。
- ④ 平成 19 年度後半には、現場の土砂も落ち着き泥水の流出もなくなった。
- ⑤ 平成 20 年度になり東部農林が本格的に指導を開始、植林などの復旧措置を行わせた。同時に、熱海土木を交え、 と下流の河川に関する問題等、開発に関する打合せを行った。
- ⑥ 平成 21 年 1 月、あらためて土砂を搬入したいとの相談があった。風致の許可が切れていたので変更許可をとるよう指導した。
- ⑦ 平成 21 年 3 月、本格的に土砂の搬入が始まったので、防災工事を先行させるよう要求した。

- ⑧ 以降、断続的に作業が行われ、ダンプの数も増えてゆき、住民からの苦情も頻繁になってきた。また、道路舗装が破損するなどの被害も発生したが、■■■■氏が地元への説明を行ったこともあり、その後の苦情は沈静化している。
- ⑨ 7月になり東部農林、熱海土木とともに、■■■■の両氏を呼び協議を行った。「土の採取等計画届出書」の工期が切れているため、早急に変更を出すように求めた。この頃から雨が降ると泥水の流出が見られるようになった。
- ⑩ 以後も、継続して作業が行われているが、■■■■氏が■■■■を退社したため、申請の手続きがされないまま作業が続けられた。
- ⑪ 降雨による泥水の流出状況が悪化、早急に対策が必要であることから、11月4日、熱海土木において関係者が集まって協議をおこなった。■■■■に対して文書による行政指導を行っていくことを確認した。

以 上